

1. 目的

本基準の目的は、「インフラ・環境管理規定」を補完し、自社工場で遵守すべき設備の基準を明確にすることである。また、基準を明確にする事で次に掲げる内容の確保を目的とする。

- 1-1 労働安全衛生規則「そうじ等の場合の運転停止等」第一百七条 第二項と第一百八条 第二項に定められた内容の実行（添付資料「7. 労働安全衛生規則」参照）
- 1-2 機械の作業と人の作業との区別を行い、作業における危険範囲を低減させ安全確保に努める。（機械の作業内に人の侵入を防止する）

2. 責任

- ① 本基準の維持管理責任は、生産技術部にある。
- ② 本基準の実行責任は、各工場長にある。

3. 適用範囲

当社で使用する生産設備について適用する。

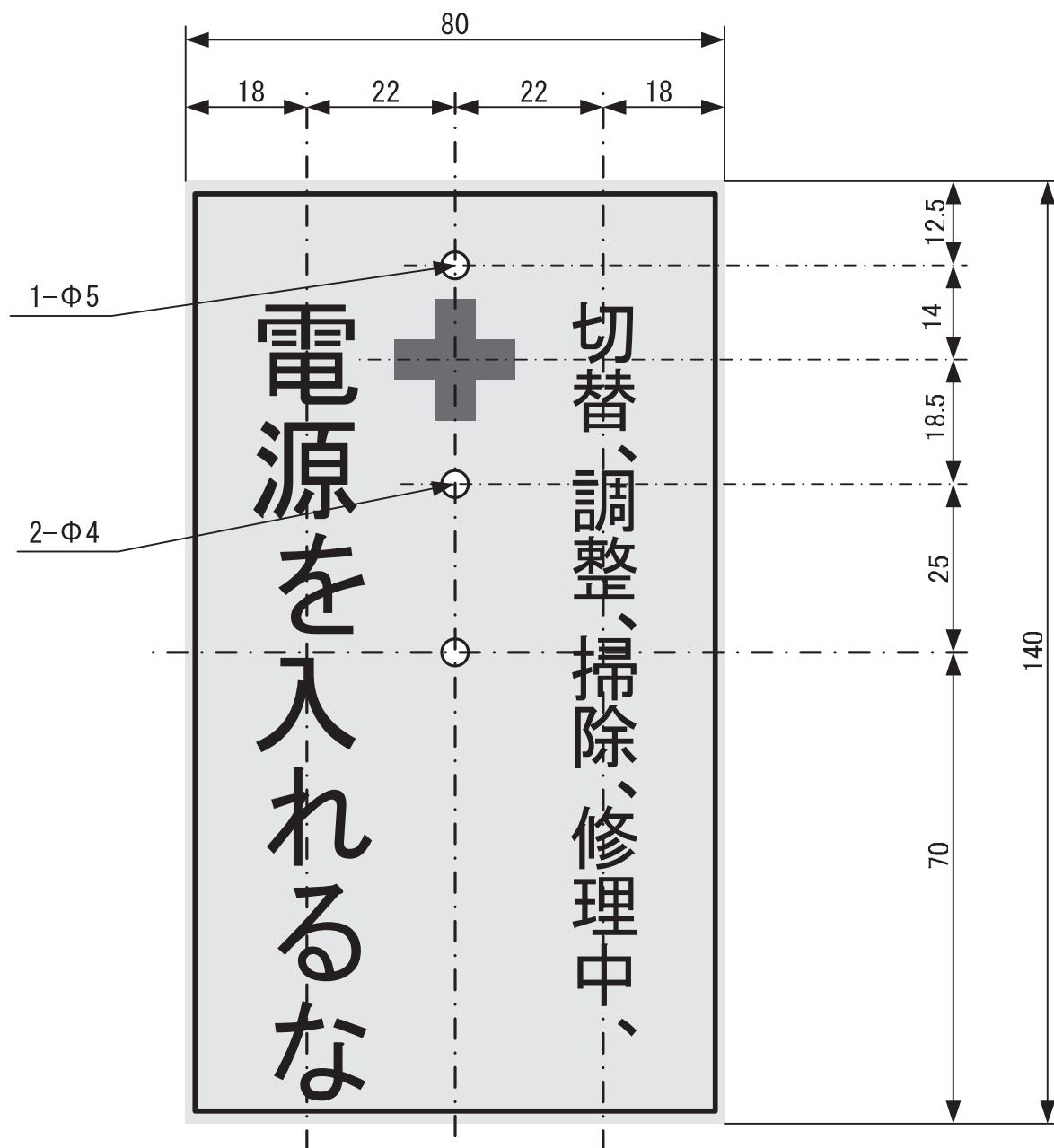
4. 安全プレート

4-1. 設置基準

- 4-1-1 動力または熱エネルギーを備え、清掃作業を行う設備に設置する。
- 4-1-2 動力 80W 以上を備える設備に設置する。
- 4-1-3 圧縮空気・油圧等運動エネルギーに変換し、動力を備える設備に設置する。
- 4-1-4 作業者が機械の作業エリア内に侵入し、危険にさらされる設備に設置する。

4-2. 安全プレート基準

4-2-1 安全プレートサイズ（表：停止中表示）



4-2-2 安全プレートサイズ（裏：稼動中表示）

